

唐代の市場システム（上）

デニス・トウイチェット（柿沼陽平監訳・鮫島玄樹訳）

解題

本稿は、Dennis Crispin Twitchett, “The T'ang Market System,” *Asia Major*, new series 12.2 (1966) : 202-248. の全訳（ただし史料篇にあたる「付録」を除く）で、本号から上・下二部に分けて掲載する予定である。トウイチェット氏（一九二五年～二〇〇六年）は唐代史研究者として多大な業績を残し、「The Cambridge History of China」の編著者のひとりでもある。とりわけ彼の唐代財政史研究は重要で、

その集大成が Dennis Crispin Twitchett, *Financial Administration under the T'ang Dynasty* (Cambridge: Cambridge University Press, 1962) である。それに前後するかたちで、彼はいくつかの学術論文をあらわしている。そのひとつが本論文「The T'ang Market System」である。本論文は、一部に吟味を要する論点も含まれるとはいえ、現在もな

お読まれるべき古典的論文である。そこで *Asia Major* の編者である台湾中央研究院 (Academia Sinica) の Jeng-Guo Chen (陳正國) 氏より許諾を頂き、ここに当該論文を訳出する。なお本論文の脚注所引の史料にはもともと逐一頁数がふられているが、トウイチェット氏がどの版本を用いたか確認の取れないものもあるため、本訳稿では頁数を省いた（監訳者）。

はじめに

唐代の市場システムについて説明することは、歴史家にとりとりわけ悩ましい問題である。後述するように、市場組織（少なくとも上層部分）に関する史料は足りないわけではなく、市場組織の実際の活動をしめす証拠は十分にある。だが、ほんとうに克服困難な問題は、真に申し分ない市場研究

なら取り組まねばならぬことを試みたとき、立ち現れてくる。それは、市場の働きを、それによって需要が満たされる共同体の経済生活と、関連づけることである。

やや初歩的な前近代中国経済史研究が行われている現在（訳者注…一九六〇年代）にあつては、宋代以前の農村の一般的なパターンすら、驚くほどわずかなことしか知られていない。もちろん私たちは、唐代以降の大量の人口統計史料をも有する。人口データが与えられている基本的な行政単位は「州」である。だが統計からは、広域的な人口分布を構築し、一定の大規模な長期的分布の遷移を検出することしかできない。「州」人口の何割が都市に、何割が地方にいるかを明らかにする十分な手段はないのである。また史料所見の人口のうち、戸籍網を完全に逃れた実人口がどれほどかを見積る手段もなく、州内にある県級未満の小さな町や邑の数を闡明する手段もや、村の数・規模を見積る手段もない。実際には、各州内の郷数に関してはいくつかの統計があるが、郷はたんに県内の財務行政上の区分でしかなく、必ずしも自然村と一致しない。すべての唐代農村社会研究は、郷やその下位区分の里のような人工的行政区分と、政府が小警備区域にすぎないとみなしてきた自然聚落（村）とが並存するせいで、混乱させられているのである。²⁾

もつとも、唐初～宋代には農村のパターン全体に重要な発展があつたとする証拠が十分に³⁾ある。宮崎市定氏はちかごろ、

漢以前に多くの小さな町や邑はあるが、村はほぼなく、村の一般的パターンは六朝期に生まれたにすぎないとの見解を提示した⁴⁾。その是非を判断するのは当面留保したいが、この学説は、唐末～宋初に多くの中小規模の町が登場することをしめすようである（唐初に一定程度密集した村落様式がある一方で、規模や地位が県未満の小さな町はほとんどないという周知の事実にはそれほど影響を及ぼさない）。これらにはじつにさまざまな起源があり、一部は地方の軍屯地や民屯地を、一部はその時代特有の莊園を、一部は陸上交通や水上交通の結節点を、一部は既存の市場センターを核としていた。⁵⁾

じつは各地の聚落ヒエラルキーに関しては、唐初にはなお「治所なき小県」という中間的類型が珍しく、「村―県」という比較的単純な様式がとられていたのであるが、宋代までにはより複雑な「村―下位（市場）町―県」型へ変化したごとくである。この聚落ヒエラルキーは本質的に経済的・社会的なもので、形式・機能の両面において、「里―郷―県」という純財務行政的ヒエラルキーからは完全に独立していた。「里―郷―県」は地方政府に、当地における命令伝達網を提供するものである。県級においてのみ二つのシステムは並存していた。

以上の点は、しかし、おおよそその一般原則についてのべたものであつて、地理的精度を欠いている。かかる全体的印象を強調することは重要である。すなわち、伝統ある中国「歴

史地理学」は、行政区分の変化に関する研究をほとんど越えておらず、西洋的意味での真の歴史地理学（過去の地理の再構成）ほどの時代にもほとんど試みられていない。唐代に関してそれを実行するのはたいへんな課題となろう。情報は乏しくまばらで、印象論的なパッチワークや暫定的解釈以上のものを構成するには不十分であろう。結果、現在の私たち（そして今後もそうである可能性が高い）は、聚落パターン（地域的相異や、土地利用・農業技術・穀物生産・総生産性の地域的变化、さらには交通と交易の地域的パターンといった要素に関して、ほとんど何も知らないのである。

私たちは地域レベルの経済の機能に関する正確な理解を有しておらず、市制をしつかり経済的・社会的文脈に当てはめることができないため、唐の市場に関するいかなる議論も不十分になるであろう。だがこれは、制限付きではあるものの、問題に回答することがまったく不可能だということではない。地域間交易を扱う県以上の官営「中央市」と、それを政府が厳格に管理しようとしたことは、たいへんよく知られている。また、このような公的制度外に置かれた地域的農村市場に関して、いくつかの推測をすることも可能である。

公的に管理されている市制は、中国経済史のたいへん重要な特徴である。その起源はかなり古代にさかのぼり、用語の命名と実践の多様性を伴いながら、すくなくとも漢代初期から唐代末期までつづいた。^⑥ 八世紀末から九世紀にかけて、そ

れは崩壊するのであるが、それは時代を特徴づける都市機構の変化や、交易と都市の繁栄のいちじるしい増加と、表裏一体の関係にあるものであった。交易増加の原因が、主要な市場に対する政府の厳しい管理の漸次的除去によるのか、急速な商業活動の拡大と多様化に直面して官営市場組織が崩壊したことによるのか、それとも交易増加と市制崩壊がべつの原因（とくに農村の生産性向上と、都市から地方への権力・富の多岐にわたる脱中心化）によるのかは、経済史学者にとつて重大な疑問である。そしてそれは、現段階の知識では、いかなる根拠を以てしても答えられない。

市制の崩壊は、中国の財務制度と経済理論の歴史においても、重要である。価格と市場に対する厳格で直接的な管理をしつづける目論見を政府が放棄することは、八世紀末〜九世紀に極端な農本主義理論が弛緩したこととリンクしている。

農本主義は各官府に、交易・産業へ全般に抑圧的で敵対的な態度をとるよう仕向けるものであった。^⑦ たとえば唐末〜宋初には、社会における商人の劣位を強調するよう設計された多くの法律や政策（服装・儀礼・家屋・乗物・商人が乗る動物の種類に関する厳しい制約や、商人の子の科挙への参加拒否^⑧）が徐々にゆるめられ、撤廃された。

税制の分野においても、農業の「基本的職業」としての優位は依然として財政の基幹を占めつづけ、土地や農業に課される税金はつねに国家財政の要とされていたが、唐末には実

際の慣習が激変した。唐初以前の諸帝国では、交易への短期的もしくは中途半端な課税が試行されたにすぎなかったが、八世紀中期以後の唐は、商業への課税と、製造業に対する政府の関与¹⁰、そして必需品（とくに塩。二〇世紀まで歳入の最重要部分でありつづけた）の専売を開始した。宋代には、交易に対する税（商税）は税収源としてますます重要になっていった。直接税の分野においても、八世紀末に唐は、土地をもたぬ商人をしつかりと徴税網に絡め取れるように法改正をはじめた¹³。これより、八世紀中頃以降、政府側の商業に対する態度が全般的に変化したことがみてとれる。かつて商業は本質的に望ましくないものとされていたが、結局は必要悪であるため、きびしく管理され、制約下に置かれていた。これに對して八世紀中頃以降には、交易とは、抑圧されるものでも、しつかり統制されるものでもなく、したがって最良の方策はそれを税収源として活用することだと認められたのである。

このほかにも留意すべき要素がある。すなわち、一般に唐初の農業生産性は、同一土地上で二年三毛作を可能とする技術改良がなされたにもかかわらず、比較的に低いままであったと考えられている。生計上必要な分量をこえる余剰生産は少ないままで、余剰の大部分は現物税として政府にもっていかれたのではないか。この見方は大げさかもしれないが、莫大な量の穀物と織物（主要な大規模交易の品目）が政府の手の中にあるのは疑いない事実である。こうした商品の地域間交

易の大部分は、それゆえじつさいには徴税と、首都や各地方センターにおける徴税物の販売や支出を通じ、政府によって進められた¹⁵。これは政府に、ある程度の価格管理の手段をも持たせえた。だが唐末以降、とくに宋代には、税金のますます多くが現金で納められるようになった。そして、税として政府が入手する余剰の農業生産物の割合は減少した。同時期に、農業技術は急速な改良を遂げ、生産性は急激に上昇した。よって、以前よりはるかに多い余剰農業生産物が日常的商業に利用可能となり、穀物・織物を扱う私的商人による大規模交易が、宋代商業の重要な特徴となった。

このように唐の市制とその崩壊は、単独の制度的現象としては扱えない。これらは、商業活動と交易に対する政府政策の複雑な発展全体と密接に関係している。これは七五〇年（一二〇〇年の中国経済史における、もつとも顕著な特徴のひとつである。閉鎖的官営市制「四壁をもつ官営市制」は、初期唐朝が帝国中の交易をしつかりと監視するための最重要手段のひとつであった。その腐敗と放棄は、かかる厳格な管理の維持がもはや不可能で、求められてさえいなくなっていたとの認識とリンクしていたのである。

第一節 官営の市制

唐代において政府は、下位の部類の梟を除き、州治や県治

の都市すべてに市場を設置した。⁽¹⁶⁾ 州治・県治でないところに「市」を置くことは、七〇七年の勅令で禁じられていた。⁽¹⁷⁾ だが他の場所での非公式な市集は許可されており、特別なとき（たとえば皇帝の地方行幸時）には臨時の市も開催された。⁽¹⁸⁾ また、かなり異質な官営市も、とくに外国人との交易のため、辺境地域の様々な場所に設置された。⁽¹⁹⁾ 官営市制の完全なる外側にも、「草市」として知られる小さな農村市場ネットワークが存在していた。⁽²⁰⁾ これらについては後々別々に論ずる。

すべての市のうち、最大かつ最重要なのは、もちろん両都の大市場であった。これらは規模においても、経済的機能においても、通常の州県の市とはかなり異なっていた。その統治もたいへん異なっていた。地方では市は地方政府の統治下に置かれたが、長安と洛陽の市は、太府寺所属の特別な部署（両京諸市署）が掌る。⁽²¹⁾ 太府寺は、各地からの全貢物や、税収（穀物以外のモノもしくは布）を受領した。⁽²²⁾ 大市場がその管理下に置かれたのは、その役所が商品の価格と品質基準の安定化に従事していたからであり、また必要物資の購入や徵発を行ない、もしくは税品目の莫大な余剰物を売り払う場として、政府が当該市を活用するからであって、このことは明白である。

唐初 of 長安には東・西・南の三つ、洛陽にも北・南・西の三つの大市場があったようである。長安南市は垂拱年間（六八五〜六八八年）に規制され、⁽²⁴⁾ 洛陽西市は七二二年に廃止さ

れた。⁽²⁵⁾ 長安のほかの市は八世紀前半に設立されたが、あまり長くは残らなかったらしい。⁽²⁶⁾ これらの市はそれぞれ市の管理者（市令）と二人の補佐官（丞）に管理され、彼らはみな品官である。彼らの重要性は、市令が最高位の県令と同格だという事実から推し量れる。丞以外に、市令は録事一人、府三人、史七人、典事二人、掌固一人よりなる属吏をかかえており、彼らはみな流外官であった。⁽²⁷⁾

よく知られている長安の諸市は、かなりの大きさで、それぞれが長方形の壁に囲まれた区画（坊）が二つ入るほどであり、内部は坊によって区切られている。最近の発掘によると、西市は南北一〇三一、東西九二七m、もう一方の東市は南北一〇〇〇m、東西九二四mである。これら閉鎖空間は、各々の側面に二門ずつを備えた壁によって圍繞されている。二道が門から門へと東西南北に市を交差し、市を九区画に分けている。中心区画には市署が置かれた。大きめの商店は通りに面しており、通りは幅十五mほどであった。各区画内は、小売店や露店（肆）の路地（曲もしくは衛）の複合体によって分けられていた。市の周囲は広い道路によって圍繞されており、一部は一〇m近くもの幅で、市の外壁には倉庫や卸売り店（邸や店）が並んでいた。⁽²⁹⁾ これらは、単一商品を扱う全販売者が列ごとにまとまるよう整備された。これらの列（行）は、市における商人組織の基礎で、「行」は唐代のうちに、ギルドの前身へと発展した。⁽³⁰⁾ 唐代の史料によれば、長安西市

の「行」数は二二〇⁽³¹⁾で、そのなかには非常に多くの個別の商店や販売者が含まれていたはずである。『入唐求法巡礼行記』によると、八四三年の大火事により、東市の十二行の四〇〇〇店以上が焼かれたという。これは誇張かもしれない。だが同じく二坊よりなる洛陽南市に関する記述は、そこに三〇〇〇肆以上と、外壁周辺の四〇〇店以上を含む一二〇行があったことを伝えている。

市はかなりの規模を有したにもかかわらず、明らかにかなり混雑していた。厳格な法律によつて、交通の流れは統御され、パニックや、平穩を破りかねないかなる活動も禁じられた。店の主人（正舗）は、道路を侵害するかたちで店舗前に下屋を建てることを禁じられ、全店舗の間取りは標準的な規模と様式に合わせねばならなかった。市への通路は、大量の動物や車の通行のために確保されねばならなかった。長安西市遺跡が近年発掘されたおり、外壁側の大通りには車の轍がまだはつきりと保存されていた。かさばる商品、とくに材木向けに、長安西市にはその西側に漕渠・渭河・黄河とつながる波止場があった。洛陽南市にも、洛水の南土手沿いに、黄河との合流地点に流れる運河（これも漕渠とよばれる）とつながる波止場があった。ほかの大都市の市にも運河があったが、これらが輸送用か、それともたんなる水源だったかは判然としない。

長安の二つの市はかなりはつきりと差異化されている。東

市は、人口の密集する東部に位置し、基本的に国内向けの市場であった。近辺には花街があり、市自体に酒場や売春宿を含んでいたことは明白である。一方、西市は活気があり国際的で、外国産品や稀少品の市であった。長安東側（万年県）は上流階級向けで、富家や権勢家の大邸宅が並んでいた。

中世ロンドンほども大きく、交易の多様性に満ちたこの領域において、市令は、ごったがえす人びとにむけ、幅広く権力を行使することが求められた。市は日中のみ開かれていた。唐代には、厳格な夜間外出禁止令が首都だけでなく、全城邑で施行された。首都には時間を伝える非常に精巧な鐘樓制度があり、正確な時と秩序を管理する特別規則があり、それに沿って各都市では早朝に門を開き、夜に門を閉じた。夕方に閉門を告げる鐘が鳴ったあと、朝の鐘が鳴るまでは、都市と都市内部の宮殿門は閉じられ、各坊と市の門も閉じられ、施錠された。そのあとは、公務が緊急不可欠の理由がない限り、誰も各坊間の主要道路に入ることは許されなかった。緊急時に主要道路を通る者は、県か坊正の役所発行の公的通行証を携帯していなければ、監視者に逮捕された。主要道路は金吾衛の分遣隊が警備しており、彼らはおもな交差点の交番（舗）に配置され、またおもな門にある大きめの警備署（武侯舗）の警備にも充てられた。夕方に坊門が閉じられると、坊内の法と秩序の維持は坊の長（坊正）が担った。夜間外出禁止令中も、坊内の移動は禁じられていなかった。市門も坊門と同

様、夜には閉じられた。だが金吾衛は、市内の秩序を維持するために巡回していたが、それは昼も夜も行われたようである。⁽⁵⁵⁾

このように市の領域は、日中のみ開放されていた。少なくとも理論上、交易時間はさらに限られていた。全官営市を管理する「令」によると、市は正午に開かれ、日没一時間四五分前に閉じられる。⁽⁵⁶⁾だが、一〇〇万近い人口の需要をみたく巨大な両都の市に、この規律が厳格に適用されたとはい信じがたい。

夜間外出禁止令と交易時間の維持、そして公的秩序に対する管理の実施に加え、市令はじつにさまざまな商業的問題を監視する責任があった。交易に関しては、多くの守らせねばならない成文法があった。行政上の令の一つに關市令があり、さまざまな商業的事項を扱っていた。⁽⁵⁷⁾「雜律」のかなりの部分も、市に関するものであった。⁽⁵⁸⁾これらの全官営市に適用された法律に関しては、本稿の「付録」「本訳稿では省く」で翻訳している。

市令のおもな責務は以下のとおり。第一に、全商店・全商人・異なる商品を扱う「行」を登録する。⁽⁵⁹⁾第二に、市で用いられる度量衡をすべて検査し、それらが公的基準と合致することを保証せねばならない。⁽⁶⁰⁾また市令は、市に出回っている貨幣の質にも責任をもった。唐代には、十分な貨幣が出回っておらず、多様な偽造貨幣が用いられており、これらのいく

つかは暗黙のうちに認められていたが、ほかはきびしく禁じられていた。⁽⁶¹⁾第三に、市令は、劣悪な技術や粗末な素材、重量不足、規格以下の商品が販売されないよう保証する責任もあった。⁽⁶²⁾さまざまな製造品には重量・品質・技術、様式の公定基準があり、それらが適用されねばならなかった。⁽⁶³⁾第四に、とくに奴隸や家畜関連の販売をする場合、市の役所に登録し、販売許可証（市券）を発行せねばならなかった。⁽⁶⁴⁾これはたんなる形式でなく、自由民が奴隸として売られるのを防ぐための厳格な法律があるためで、違反があれば、市令は処罰されるべきであった。⁽⁶⁵⁾

つぎに、市令の仕事のなかでも、おそらくもっとも困難なものがある。市令は、不公平な価格の固定化や、商品の市場的独占、全商品の独占的交易、そして類似の不正行為を防止していたと考えられる。⁽⁶⁶⁾また市令は毎月一〇日間ごとに、全商品の実勢価格を三段階の品質別に銭換算でリスト化するものになっていた。⁽⁶⁷⁾これらの価格は帳簿に集計され、地方政府に送られた。⁽⁶⁸⁾当時市令は、市での取引の基準だけでなく、政府が公に購入や調達したモノに対する支払や、⁽⁶⁹⁾刑事裁判に關わる金額査定に対し、公的な拘束力を持つていた。⁽⁷⁰⁾

対外販売や対外輸出の禁じられた商品の長いリストもあった。⁽⁷¹⁾外国人商人が国内交易でも演じた大きな役割を考えると、これらの規則が厳格に施行されていたとは思えないが、⁽⁷²⁾日本の円仁一行がはじめて中国に着いたとき、うち数名がその代

償「もし禁令に触れたら役所で拘束されるという代償」を明示しているごとく、外国人への密接な監視は明らかに市署の責務であった。外国人と彼らのために居住県外を旅する漢人は、旅の目的を明らかにし、携行することになるかもしれない武器を一覧にした公的パスポート（過所）を携帯せねばならなかった。これがなければ、彼らは、頻繁にある関所を通過したり、幹線道路沿いの駅にある迎賓館や宿屋を使ったりすることはできなかった。円仁の過所が言及している役所のうち、市署はとくに記載されている。

市令の権威に従わぬ者の登場をふせぐため、唐代初期には、市令自身より高位の役人が市場に入ることを禁ずる勅令が出された。のちに高級官僚や皇族が奴隸・召使・家臣などの私的従者を市場の店主に仕立てることに對する禁令も施行された。こうした、明らかに「特権階級の者にとつて」利益の出る悪弊は、それでもやはり、とくに地方でつづいた。とりわけ悪名高い例は揚州（揚子江河口にある大きな港と商業拠点）で、そこでは七七〇年代に多くの地方高官が商売をはじめた。かかる悪弊は、兩都の市では、はつきりとは言及されていない。しかし八世紀中頃以降、勢族は、主要道路に向けて邸宅の門を開けてはならぬとの都市法を破り、その一方で、藩鎮は首都に進奏院を設け、それは税の送金時に莫大な金額を扱っているのので、この規則が一般に破られていかなかったとは信じがたい。

兩都の市にのみ影響するさらにむずかしい悪弊は、宦官が宮廷用に求める商品を絶え間なく徵発・強制的購入することであった。これは徳宗末期にはとくに目にあまるようになり、醜聞が連続した八〇五年以降には、公的許可証をもつ宦官だけが市で買い物しうるものとされ、彼らは市場価格をきっちり払うこととなった。

こうした全業務を扱う兩都の市令は明らかに人員不足で、商人との関係の大部分は上述した「行」組織を通して処理されていた。「行」のメンバーは「行商」「行家」「行戸」などと呼ばれ、各行には彼らの代弁者たる「行頭」や「行老」という首長がいた。市場の全店主が「行」に登録され、行員公認証を提示しなければならなくなって以降、行員が交易を事実上独占した。だが唐代には商人共同体内に強力な組織の徴候はなかった。のちのギルド集会所（会館や公所）のようなものはなく、明清時代にたいへん影響力をもつ同一都市・同一地域出身の商人組合があった証拠もない。加藤繁は「行」に関する古典的研究で、市に對する厳格な政府の統制がつづくかぎり、商人の独占的自己利益はある程度保証されたとする。この公的保護が廃止されたときのみ、社会的でカルト的な行員組合は、保護的交易ギルドに強化される。唐代では「行頭」も、彼の交易に関して選ばれた首長というよりは、同様の交易をしている同僚らの、政府公認の代表であった。おそらく宋代までは、西洋的意味での「ギルド」という言葉

を用いはじめるべきではないのである。⁷⁹⁾

また「行」は、市場で雇われている人びと全員が参加しているわけではないらしい。八〇九年に、政府が銭の「短陌」使用をやめさせようとしたとき、「行頭」だけでなく、「居亭主人」(倉庫の主人)や「牙人」(ブローカー)にも調査するよう命令が下された。これは、名称はやや異なるものの、倉庫や卸売店の主人が「行」外にあり、独自に政府との関係を築いていたことをしめすこととくである。目睹しうる史料によると、「邸」「店」は旅行中の商人に宿を提供し、彼らに商品保管場所をも提供したらしい。そしてこれらの用語「邸や店」は、宿から、たんなる倉庫まで、幅広く多様な施設(ただし史料上区別はむずかしい)をカバーしていたらしい。

「牙人」もたいへん重要であった。⁸¹⁾ 唐代において彼らは「牙人」「牙郎」「互市」「市僧」「牙僧」などの多様な名前前で通っていた。多くの史料が、牙人は通常ひとつの商取引の専門家であったとする。馬、⁸²⁾牛、⁸³⁾ロバ、⁸⁴⁾塩、⁸⁵⁾茶、⁸⁶⁾絹、⁸⁷⁾奴隷の販売を専門とするブローカーがみられる。五代宋初には、より多くの種類のブローカー、とくに土地仲介業者・不動産業者・穀物仲買業者がある。期間限定の辺境の市における対外交易専門ブローカーもいた。⁸⁰⁾ 彼らは卸売と小売、小売商人と顧客、生産者と店主との多様な取引の仲介役を担った。宋代には、「官牙」(政府公認ブローカー)と「私牙」(私的ブローカー)が峻別され、彼らの商取引にはしばしば課税がなされた。⁸¹⁾ か

かる区別が唐末にすでにあったか否かは判然としない。だがブローカーが政府とのあいだで一定の地位を有していたのはたしかである。唐代史料のいう専門的取引のブローカーの多くは奴隸・家畜・土地などを扱い、それらの取引は政府において公的証書に登録・登記する必要があった。⁸²⁾ 長安の徳宗の朝廷が藩鎮の乱によって孤立していた七八三年に、趙贊が導入した緊急徴税手段のひとつは、全商取引に売上税(percentage)を課すことであった。これは、両都の市のブローカーによって徴収され、彼らは商取引を記録しておくためによく「官府に」登録されていた。企みは失敗し、二度と復活しなかったが、これはともかく政府がブローカーと密に関係していたことをしめす。

両都の市は、商業の中心地としての機能だけではなく、民衆にとって主要な行楽地でもあった。店舗や倉庫以外にも、多くの食堂・酒場・レストラン・夜の店があり、民衆に娯楽を提供した。⁸⁴⁾ 葬儀屋などの商売施設もあり、彼らは壮大な葬儀習慣として、手の込んだ音楽や、いくぶん芝居がかった娯楽を提供した。⁸⁵⁾ 人びとが公的にあつまる重要な場として、市は、公共の処刑場でもあり、⁸⁶⁾ 公的警告として犯罪者の首がさらされる場でもあった。

市令の官衙のみが市場内に建物をもつ唯一の役所であったわけではない。太府寺に属する別部署の「常平署」の官衙も市にあった。「常平署」は、州の常平倉のように、穀物の価

格を公正に維持しようと図った。⁽⁹⁷⁾穀物価格が高いときには、政府はしばしば貯蔵庫から大量の徴税穀物を市場実勢価格以下で売り払った。⁽⁹⁸⁾これらの常平倉による売却は、穀物を扱う商人らの「行」に向けて行われた。「市場内にある官衙のうち」第三の官衙として、太府寺に属する平準署があった。これは七三〇年代に廃止された。これは、穀物以外の商品価格を、穀物と同じようなやり方で操作するところで、そのさいに余剰官有物と、押収で得られた物品を売却した。⁽⁹⁹⁾常平署の場合には、かかる売却は、しかるべき「行」を通じて行われたのである。

当時の両都の市はたいへん複雑な商業機構を形成し、それを通して世界最高の大都市の需要は満たされた。商業に関わるさまざまな政府の機関が、こうした種々の活動全てに對してきびしく監視をしていた。彼らが実際にこうした権力行使したことは、多様な財政的・経済的事柄（劣悪な盗鑄錢をやめさせる試みから、余剰課税物の販売にいたるまで）に関する命令が下されるさい、つねに両都の市が話題に出てくる点から、うかがい知ることができる。これは、中央権力が全体的に衰える唐代末期においてもそのとおりであった（続く）。

注

(1) 郷制を主題とする最近の研究として、中村治兵衛「唐代の郷」〔鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢〕鈴木俊教授還暦記念会、一九

六四年、四一九―四四六頁）がある。中村氏は『元和郡県志』所収統計史料を丹念に分析することで、玄宗期に郷制が地方行政上の均一な区分として体系的に施かれていた点を論証した。安祿山の乱後は、大幅な登録人口の減少にともない、全体的に多くの郷がほろび、しかも郷の規模はたいへん多様となり、所定の五〇〇戸とは乖離してしまった。郷制は宋代まで継続したが、その重要性は減り、そのかわりに自然共同体としての村制が徐々に重要となっていた。

(2) 唐の村制については、二〇三〇年で日本の学者によってよく（そして結論なきままに）議論されてきた。鈴木俊「唐代農村問題の一考察」〔立正史学〕第七号、一九三六年、五〇―六〇頁、和田清編『支那地方自治発達史』（中華民国法制研究会、一九三九年、一―十四頁）、松本善海「隣保組織を中心としたる唐代の村制」〔史学雑誌〕第五三卷第三号、一九四二年、三三三―三七二頁、宮川尚志「唐五代の村落生活」〔岡山大学文学部学術紀要〕第五号、一九五六年、一―一四頁）。最近の研究としては、曾我部静雄『中国及び古代日本に於ける鄉村形態の変遷』（吉川弘文館、一九六三年、八一―一〇〇頁）がある。

(3) 五代から宋代にかけての都市化については、多くの成果が出版されてきた。この分野の論文と宋代の商業や一般の貿易に関する研究の有益な概説は、斯波義信「宋代商業史研究のための覚書」〔史学雑誌〕第七二卷第五号、一九六三年、四九―六九頁）にみられる。

(4) Miyazaki Ichisada, "Les Villies en Chine a l'Époque des Han", *T'oung Pao* 48 (1960): 376-392. これは日本で出版された多くの著者の研究を要約している。宮崎市定『アジア史研究』第四（東洋史研究会、一九六四年、六三―八六頁）所収。

(5) 加藤繁「唐宋時代の莊園の組織並にその聚落としての発達に就

きて」(鈴木虎雄編『支那学論叢・狩野教授還暦記念』弘文堂書房一九二八年、六五三～六八二頁初出。若干の修正を経て加藤繁『支那経済史考証』上巻、東洋文庫、一九五二年、二〇八～二六〇頁所収)は、地方共同体の形態における荘園の役割について議論している。とくに小規模な行政と軍事拠点としての鎮の役割について、日野開三郎『五代鎮将考』(『東洋学報』第五卷第二号、一九三八年、五四～八五頁)が詳細に論ずる。日野氏による興味深い講演の要約に「唐宋時代に於ける都市の発達と鎮」(『史学雑誌』第四九卷第七号、一九四〇年、九五～九六頁)がある。五代期の行政組織に関する研究は、周藤吉之「五代節度使の支配体制——上」(『史学雑誌』第六一卷第四号、一九五二年、二八九～三二九頁、周藤吉之「五代節度使の支配体制——下」(『史学雑誌』第六一卷第六号、一九五二年、五二一～五三九頁初版。若干の修正を経て周藤吉之『宋代経済史研究』東京大学出版会、一九六二年、五七三～六五四頁所収)。最近の研究としては、梅原郁「宋代地方小都市の一面——鎮の変遷を中心として——」(『史林』第四一卷第六号、一九五八年、四七五～四九二頁)。交通の拠点と既存の小さな市については、日野開三郎「支那の埠と云う地名とその沿革」(『歴史教育』第一三卷第九号、一九三八年、二二二～二二頁)、池田静雄「碼頭と埠頭」(『文化』第六卷第一〇号、一九三九年、八七～八九頁)があり、これらは小河の上陸地点の役割について議論している。また周藤吉之「宋代の鄉村に於ける小都市の発展(上)——店・市・歩を中心として——」(『史学雑誌』第五九卷第九号、一九五〇年、二五～五〇頁)、周藤吉之「宋代の鄉村に於ける小都市の発展(下)——店・市・歩を中心として——」(『史学雑誌』第五九卷第一〇号、一九五〇年、一六～四四頁初出。現在は修正を経て周藤吉之『唐宋社会経済史研究』東京大学出版会、一九六五年、七八三～八六六頁所収。題名は「宋代の鄉村に於ける店・

市・歩の発展」に変更されている)はたいへん重要な論文である。農村の市場拠点に関する二つ目の論文については、後掲注一八〇～一八一参照。

(6) 『周礼』に描写されているような公的な市場システムは、漢朝の理想化された理解をのべたものであろう。食料管理局によって私的に出版された松本洪『支那上代の市場』(食糧管理局、一九五二年)。李劍農『先秦兩漢經濟史稿』(生活・讀書・新知三聯書店、一九五七年、二〇五～二二三頁)参照。

(7) 伝統的な政治的文人でもある陸贄「の文章」は、伝統的な見方がもはや当時の状況に即していなくなった点について、多くの根拠を与えている。Dennis Crispin Twitchett, "Tu Chih (754-805) Imperial Adviser and Court Official," in *Confucian Personalities*, ed. Arthur Frederic Wright and Dennis Crispin Twitchett (Stanford: Stanford University Press, 1962), 112. 参照。韓愈は、この数年後に書いた塩の貿易に関する上奏文で、商人による共同体に対する公益事業に関して、たいへん好意的な見方をしめしている。Dennis Crispin Twitchett, *Financial Administration under the T'ang Dynasty* (Cambridge: Cambridge University Press, 1962), 165-172.

(8) 唐代に有効であった、非常に複雑な奢侈禁止の法律に関する十分な説明は存在しない。だがこれらに関する良質な概説として T'ung-tsu Chü (羅回祖), *Law and Society in Traditional China* (Paris: Mouton & Co, 1961), 128-169 がある。九世紀初頭にこの法律がいかに破られたかについては、『唐会要』卷三二・卷三三所収のさまざまな勅令や上奏文に証拠がある。奢侈禁止令の崩壊は、商人だけでなく社会の全階層に影響した。

(9) これはあまり知られていない問題である。商人の子は隋の五八七年の勅令で締め出されている(『通典』卷二四)。両唐書における科挙制度関連の専門の文章は、唐代において試験から締め出さ

れていた人びとの類型を一覧にしている(『旧唐書』卷四三、『新唐書』卷四)。だが九世紀中頃には当該禁令を弛める試みがなされた徴候がわずかにある(『旧唐書』卷一七七、『新唐書』卷一八一)。宋初の情勢については、Edward Jr A Kracke, *Civil Service in Early Sung China 960-1067* (Cambridge: Harvard University Press, 1953), 70 参照。

- (10) 鞠清遠『唐代財政史』(商務印書館、一九四〇年、九四―一〇一頁) 参照。
- (11) Twitchett, *Financial Administration*, 49-65 参照。
- (12) 加藤繁『唐代商稅考』(『史林』第一九卷第四号、一九三四年、六〇四―六五二頁初出。『支那經濟史考証』下巻、東洋文庫、一九五三年、一七六―二二二頁所収)。
- (13) Twitchett, *Financial Administration*, 32, 38。
- (14) 西嶋定生『中国經濟史研究』(東京大学文学部、一九六六年、一八五―二七八頁) は、当該時期の農業技術の発展について説明している。
- (15) このたいへんな大規模事業に関する見解については、Twitchett, *Financial Administration*, 133 で翻訳した杜佑の天宝年間の国家財政に関する記述参照。交易に関するものは、Erieme Bakatz, *Chinese Civilization and Bureaucracy* (New Haven: Yale University Press, 1964), 60 で強調されている。
- (16) 唐代官営市場システムに関するおもな研究として、古典的論文の加藤繁『唐宋時代の市』(福田徳三博士追憶論文集刊行委員会編『經濟学研究』福田徳三博士追憶論文集、森山書店、一九三三年、三八七―四二〇頁) 初出、加藤繁『支那經濟史考証』上巻、東洋文庫、一九五二年、三四七―三七五頁所収) がある。
- (17) 『唐会要』卷八六、『冊府元龜』卷五〇四。
- (18) 『唐会要』卷八六、『冊府元龜』卷五〇四。このような商品の購入や徵発のための市場は、皇帝の行幸に従う多くの随行員らにとっても必要である。この勅令が公布されたとき、関中の食料不足によって、長安と副都洛陽との間を朝廷が頻繁に移動したことはたいへん大きな問題であった。全漢昇『唐宋帝国与運河』(商務印書館、一九四四年、二〇―二八頁)。
- (19) 下記参照。Bakatz, *Chinese Civilization and Bureaucracy*, 62-65 興味深々。
- (20) 下記参照。市の全般的な説明については陶希聖・鞠清遠『唐代經濟史』(商務印書館、一九三六年、八九頁以降) も参照。
- (21) 『唐六典』卷二〇。『新唐書』卷四八、Balon Robert des Rotours, *Traité des Fonctions et de l'Armée 1* (Leiden: E.J. Brill, 1947), 437-440。『旧唐書』卷四四、『通典』卷二六参照。
- (22) 太府寺についてはTwitchett, *Financial Administration*, 102。
- (23) 『唐六典』卷二〇。
- (24) 『唐六典』卷二〇。この市はすでに唐の高祖期(六一八―六二六年)に二坊から一坊半に規模が減っていた。
- (25) 『唐六典』卷二〇。『唐西京城坊攷』卷五参照。
- (26) 『唐会要』卷八六、『冊府元龜』卷五〇四参照。
- (27) 『唐六典』卷二〇。『新唐書』卷四八は、『旧唐書』卷四四のように三人の管理官を一覧にしている。近衛家熙氏は彼の校訂本の『唐六典』の注釈で、これが正しいと見なしている。宋本『唐六典』は当該章を含まない。
- (28) 『長安志』卷八(東市)と『長安志』卷一〇(西市)に、最良の描写がある。元代における洛陽南市の適切で詳細な描写も、『河南志』卷一にある。『唐西京城坊攷』卷三(長安東市)、前掲卷四(西市)、前掲卷五(洛陽南市)も参照。平岡武夫・今井清『長安と洛陽』(京都大学人文科学研究所索引編纂委員会、一九五六年)の地図が市の位置を最もよくしめす。これらは、足立喜六『長安

史蹟の研究」一（東洋文庫、一九三三年、一四五頁）に基づく、長安東市の大まかな図面（図版七）を載せる。ごく最近、長安で発掘があり、伝統的説明では不明瞭だった相当部分が解明された。馬得志「唐代長安城考古紀略」（『考古』、一九六三期一、一〇一、一〇五、一〇八頁）参照。

(29) かかる施設については加藤繁「唐宋時代の倉庫について」（『史学』四卷二号、一九二五年、六九〇―九四頁初出。加藤繁『支那經濟史考証』上巻、東洋文庫、一九五二年、四六一―四七八頁所収。これらの区別については『唐律疏議』卷四で明らかにされており、「邸」と店については、商品を貯蔵しているのが邸で、商品を売る場所が店と呼ばれる」とある。全店が市の壁沿いにあるわけではない。段成式『劍俠伝』巻一（叢書集成版）所収の物語のひとつに「東市の小曲一つに、道に臨む店が数間」と言及されている。

(30) 加藤繁「唐宋時代の商人組合行を論じて清代の会館に及ぶ」（『史学』一四巻一号、一九三五年、一―四〇頁。『支那經濟史考証』上巻、東洋文庫、一九五二年、四二二―四六〇頁所収）。本論文の英語版はKato Shigeshi, "On the Hang or Associations of Merchants in China with Especial Reference to the Institution in the T'ang and Sung Period." *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko* 8 (1936): 45-83 にみえる。

(31) 加藤前掲（注三〇）。『長安志』の全版本が記載するこの数字は、一一〇と読むべきである。ほぼ全ての市の行数に関する記述は、十二の倍数だからである。

(32) 『入唐求法巡礼行記』八四三年六月二七日参照。Ennin, *Ennin's Diary: The Record of a Pilgrimage to China in Search of the Law*, trans. Edwin Oldfather Reischauer (New York: Ronald Press, 1955), 333。

(33) 『河南志』巻一参照。

(34) 『唐律疏議』卷二六、四条を参照。市運営に関する法律の確かな

研究としては、陶希聖「唐代管理『市』的法令」（『食貨』四卷八号、一九三七年、一―八頁）参照。

(35) 『唐律疏議』卷二七参照。これは七〇七年の勅令によって再組織された。『唐会要』卷八六参照。これと先立つ規程は市のみではなく、他所の「人集」にも適用された。集会については『唐律疏議』卷二六第四条疏義で「三人以上の人が集まること」と定義されている。

(36) 『唐会要』卷八六、『冊府元龜』卷五〇四参照。

(37) 『唐会要』卷八六、『冊府元龜』卷五〇四参照。道路の侵犯は『唐律疏議』卷二六第一六条でも禁止され、都市だけでなく地方でも適用された。

(38) 一九五〇年代以降、『考古』や『文物』にさまざまな長安の発掘調査報告が掲載されている。

(39) 『唐兩京城坊攷』卷四参照。この波止場は、七四一年に長安の長官であった韓朝宗によって建設された。七六六年に彼の後継者の黎幹が、中央の大通りが長安を二分するところまで、西市から東に向かう運河を拡張することにより、都市内への船による薪や木炭の輸送を容易にした。

(40) 『唐兩京城坊攷』卷五参照。北市の波止場は新潭とよばれ、長安年間に宗晋卿が地方からの税品目を受け取るために開設した。そこは特別な大貯蔵庫を有し、下層に穀物、上層に布が入り入れた。これは人工水路（斗門）によって洛水と繋がっていたが、のちに泥が沈殿したために輸送船が入れなくなった。『唐兩京城坊攷』卷五によると南市は、運渠という運河によって横切られていた。

(41) 徐松が『唐兩京城坊攷』のために編集し、『長安と洛陽』（図版七、二八）で再現された地図参照。

(42) たとえば『太平広記』巻一五七参照。

(43) Edward Hershel Schater, *The Golden Peaches of Samarkand* (Berkeley:

- (44) 『長安志』巻八参照。
- (45) この議題に関する令の項目については、仁井田陞『唐令拾遺』(東方文化学院東京研究所、一九三三年、三六〇～三六四頁)参照。
- (46) 『唐六典』巻八参照。
- (47) 『唐律疏議』巻二六、『唐会要』巻八六も参照。
- (48) 『唐六典』巻二五参照。『新唐書』巻四九上。Balon Robert des Rotours, *Traité des Fonctionnaires et de L'armée 2* (Leiden: E.J. Brill, 1948), 530-537に翻訳がある。『旧唐書』巻四四『通典』巻一八も参照。
- (49) 『旧唐書』、『新唐書』前掲。警衛の本部については、『長安と洛陽』索引篇の見返しに地図で示されている。
- (50) 仁井田陞『唐令拾遺』(東方文化学院東京研究所、一九三三年、二一五～二一六頁)参照。
- (51) 『新唐書』巻四九参照。
- (52) 『唐六典』巻二〇参照。
- (53) 仁井田陞『唐令拾遺』(東方文化学院東京研究所、一九三三年、七一三～七二二頁)参照。令の当該部分断片はあまり残っていない。『令義解』第二七に具体化されている「養老令」を比較参照したい。不運なことに、しっかりした解説の付された『令集解』の関連箇所は失われている。わずかな逸文が『令集解逸文』に集められており、『国史大系』本に付されている。
- (54) 「付録」(本訳稿では省略)参照。
- (55) 『唐六典』巻二〇参照。
- (56) 『唐律疏議』巻二六、『唐六典』巻二〇、『唐会要』巻六六参照。
- (57) Twitchett, *Financial Administration*, 74. とくに注八四と注九二参照。中央アジア貨幣の外国人商人による利用に関する「決定(判)」については『文苑英華』巻五三〇参照。
- (58) 『唐六典』巻二〇、『唐律疏議』巻二六参照。織物や刺繍の品質に関する「判」については『文苑英華』巻五三〇参照。
- (59) たとえば『旧唐書』巻四八、『唐会要』巻八三、『唐六典』巻二〇参照。
- (60) 『唐律疏議』巻二六、『唐六典』巻二〇参照。
- (61) 『唐律疏議』巻二六参照。
- (62) 『唐律疏議』巻二六参照。これは明らかに掌固のおもな責務であった。『文苑英華』巻五三〇所収撰者不明「判」参照。
- (63) 『唐律疏議』巻二六、『唐六典』巻二〇、『冊府元龜』巻六一六を参照。『令義解』巻二七所引「養老令」は、唐由来とおほしい少々詳細なものを載せている。仁井田陞『中国法制史研究 土地法・取引法』(東京大学出版会、一九六〇年、七九五～七九七頁)参照。
- (64) 大庭脩「北館文書」(『西域文化研究』第二号、一九五九年、三六九～三八〇頁)参照。
- (65) 『唐律疏議』巻四、六条参照。
- (66) 『唐会要』巻八六、『唐律疏議』巻八、一二条参照。
- (67) 交易における外国人商人の役割については、陶希聖・鞠清遠『唐代経済史』(商務印書館、一九三六年、九七頁)以降、Schnfer, *The Golden Peaches of Samarkand*, 10 ff. and passim; Edward Hesel Schaffer, *Iranian Merchants in Tang Dynasty Tales*; "Semitic and Oriental Studies Presented to William Popper, University of California Publications in Semitic Philology" 9 (Berkeley: University of California Press, 1951): 403-22; 向達『唐代長安与西域文明』(生活・讀書・新知三聯書店、一九五七年)参照。
- (68) 『入唐求法巡礼行記』八三九年二月二日 (Reischauer, 84-5) 参照。
- (69) 旅人によって携行される過所と公験のシステムについては、駒井義明「公験と過所」(『東洋学報』第四〇巻第二号、一九五七年、二一八～二二二頁)を参照。これは、九世紀初頭の円仁と天台宗

僧侶二名（最澄と円珍）に交付された多くの文書を再現している。仁井田陞『唐宋法律文書の研究』（東方文化学院東京研究所、一九三七年、八四三～八五六頁）も参照。

(70) 『大唐求法巡礼行記』八四〇年二月一日（Reischauser, 171）参照。

(71) 『唐会要』卷八六参照。

(72) 『白氏六帖事類集』卷一「所引」雑合参照。仁井田陞『唐令拾遺』（東方文化学院東京研究所、一九三三年、八五七頁）の重要な校訂も参照。

(73) 『唐会要』卷八六参照。

(74) 進奏院については青山定雄「唐代進奏院考」（加藤博士還暦記念論文叢刊行会編『東洋史集説・加藤博士還暦記念』一九四一年、二一～四六頁初出。青山定雄『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』吉川弘文館、一九六三年、八五～一二六頁所収）。

(75) 『唐会要』卷八六、『冊府元龜』卷五〇四、『新唐書』卷五二参照。

(76) 『唐会要』卷八六、『順宗実録』卷二（韓昌黎集外集）卷七）参照。Bernard S. Solomon, "The Veritable Record of the T'ang Emperor Shun-sung," *Harvard-Yenching Institute Studies* 13 (Cambridge: Harvard University Press, 1955): 15-17 と比較参照されたい。白居易「新楽府」、『白香山集』卷四所載「元稹翁」詩も参照。

(77) 加藤前掲（注30）。

(78) 唐代における行の宗教的な提携に関する証拠はあまりない。もちろん、外国人商人の宗教的共同体の形成に関する史料は大量にある。長安西市はマニ教とゾロアスター教の寺院に囲まれ、それは他の様々な都市にもあった（敦煌を含む）。広東の商人らにはインド系やイスラム教の宗教共同体があったが、のちの王朝ではネイティブの漢人商人による行の組合が確かに宗教的つながりを有し、かかる宗教的提携は仏教や道教の寺院、もしくは地域神の廟

と行われた。『太平広記』卷二八〇、二二三五頁には「呉太伯の廟は蘇州の東門の西にある。春秋の至ごとに、市場の店主達は組合（党）を集め、共に犠牲と酒を供えて三讓王（堯・舜・禹）に幸運をお祈りした。彼らの多くは、良馬と御輿、美女を描いて、これらを廟にお供えした。他の月であっても、供物のない日はなかった。乙丑の年の春、金・銀細工職人の行の長が子分を集め、美女の絵と胡琴をお供えした。彼女の姿はまるで絹から湧いて出たかのようにあり：（中略）：前後にお供えされ、廟の壁にかけられた全ての絵の中でも、これに匹敵するものはなかった」とある。この物語は、娯楽や霊媒による踊り、祭に伴う宴会について伝える。大きな外国人共同体を伴う町で、明清時代では一般的であった漢人とイスラム教徒、もしくは他の外国人商人のための独立した行が存在したのかどうかはわからない。

(79) 加藤前掲（注30）、六〇頁以降参照。

(80) 『旧唐書』卷四八、『唐会要』卷八九、『新唐書』卷五四を参照。

(81) 唐代のプロローカーに関する唯一の十分な研究は、小林高四郎「唐宋牙人考」（『史学』第八卷第一号、一九三三年、五三～一〇一頁）とその補遺の小林高四郎「唐宋牙人考——補成」（『史学』第八卷第三号、一九三三年、一六五～一六七頁）参照。

(82) 『太平広記』卷二六二参照。

(83) 『夷堅志』甲志卷一三参照。

(84) 『太平広記』卷二五八参照。

(85) 『新唐書』卷五四参照。

(86) 『冊府元龜』卷四九四参照。

(87) 『北夢瑣言』四参照。

(88) 『唐大詔令集』卷五参照。

(89) 小林前掲、七五頁以降を参照。

(90) 最も有名な例が安祿山である。彼はもともと、営州の外国との

交易のための市場で「牙郎」となっていた（下記参照）。『安祿山事迹』上巻参照。Balon Robert des Rotours, *Histoire de Ngan Lou-tchan*, (Paris: Presses Universitaires de France, 1962), 11, Edwin George Pulleyblank, *The Background to the Rebellion of An Lu-shan* (London: Oxford University Press, 1955), 106°。

(91) 小林前掲、八九頁以降を参照。

(92) 家畜と奴隷の販売登録については『唐律疏議』卷二六、三四条、『唐六典』卷二〇参照。土地の販売の登録については『通典』卷二、

『冊府元龜』卷四九五、『唐律疏議』卷一三、一条（疏義）参照。

(93) 『旧唐書』卷四九、『唐会要』卷八八、『冊府元龜』卷五〇二参照。

(94) 前掲注四二参照。

(95) 白行簡『李娃伝』参照。

(96) 『長安志』卷一〇、『唐两京城坊考』卷四参照。処刑場は「独柳」とよばれた。

(97) 『唐六典』卷二〇、『旧唐書』卷四四、『新唐書』卷四八 (Balon Robert des Rotours, *Traite des Fonctionnaires et de l'armée 1*, (Leiden: E.J. Brill, 1947), 441-442) 参照。

(98) 飢饉時の七八〇年に出された敕令では、一〇万石の米と小麦の売却を認めている（『旧唐書』卷四九、『冊府元龜』卷五〇二、『唐会要』卷八八）。かかる売却は市場の「行」を通して行われた。七九八年六月の勅令により、一〇万石の米の売却が認められ、九月にはさらに三〇万石の未脱穀穀物を太倉から売却することが認められた。それと同時に洛陽では七万石が売却された。早くも七九九年にはさらに十八万石の官有穀物が売却された。八一一年、八一四年（この時は合計七〇万石が売却されたと記録されている）、八一七年、八二四年にも売却記録がある（『旧唐書』卷四九、『唐会要』卷八八、『冊府元龜』卷五〇二）。これらの大規模売却はふう長安「両街」で特別に開かれた売却場（場）で行われた。

(99) 『唐六典』卷二〇、『旧唐書』卷四四。奇妙なことに、平準署（#常平署）は玄宗期に明らかに閉鎖されているのに、『長安志』卷一〇に言及があり、市場の地図上にしめされている。

柿沼陽平・早稲田大学文学術院准教授（鮫島玄樹・早稲田大学文学術院修士課程）